

公園・緑地を催し等で使いたいとき

公園・緑地で次のような行為を行う場合には事前に許可申請が必要になります

- ・ 物品の販売、フリーマーケット
- ・ 競技会、集会、展示会
- ・ 遠足、スポーツ行事
- ・ 映画、テレビ、CM、結婚式前撮り写真撮影
- ・ 地域自治会・町内会の催し（祭り、防災訓練等）
- ・ その他、公園・緑地の全部、又は一部を独占して使用するもの

なお、遊具で遊ぶ、散歩、ランニングは自由利用とし、申請不要です

～申請手続きの流れ～

1. 事前相談（米子市都市整備課公園街路担当：0859-23-5247）

- 行為の目的・内容について相談
- 公園の空き状況の確認等

2. 申請手続き書類（実施日の1カ月前から2週間前まで）窓口、郵送、メールで受付

公園

都市公園内行為許可申請書

米子市都市公園使用料減免申請書※減免対象の場合

緑地

行政財産使用許可申請書

行政財産使用料減免申請書 ※減免対象の場合

- 企画書
 - ①開催日時
 - ②イベントの目的・内容
 - ③会場計画・電気、水道の使用有無
 - ④物品販売の有無・内容
 - ⑤周辺の交通対策（必要に応じて）
- 平面図（占有面積がわかるもの）等
- 役員等調書兼照会承諾書
- 市税等納付確認同意書（緑地のみ）

使用する公園で、異なりますので
問い合わせ時にお知らせします

3. 許可

○市から許可書及び納入通知書を交付します。納期限までに指定金融機関でお支払をお願いします。

4. 当日

- 許可書は必ず携帯してください。
- 許可書の別紙、許可条件を遵守してください。

5. 後片付け

- 車止めの鍵等、市から貸与されたものは速やかに返却してください。
- 使用時間内に、ごみの回収等、原状回復を行って撤収してください。

～ 使 用 料 ～

行為許可に係る使用料

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 平方メートル 1 日につき	110 円
競技会、展示会その他これらに類する行為	1 平方メートル 1 日につき	10 円
業としての写真の撮影		
常時	1 か月につき	1100 円
臨時	1 日につき	200 円
業としての映画の撮影	1 時間につき	1100 円
興行	1 平方メートル 1 日につき	20 円

有料公園施設の使用料

都市公園の名称	有料公園施設の名称	単位	金額
湊山公園	米子市営野外ステージ	1 時間につき	2,100 円
皆生海浜公園	多目的広場夜間照明施設	屋外灯 4 灯当たり 30 分につき	160 円
		屋内灯 30 分につき	330 円

- 備考 1. 使用面積が 1 m²未満であるとき又は使用面積に 1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算します。
2. 既納の使用料は原則還付しません。
3. 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができます。

- 例 1. テレビ撮影 (2 時間) を公園で行いたい。→ 1,100 円 × 2 時間 = 2,200 円
2. イベントの中でキッチンカー、屋台 (2m × 3m) 10 台を出したい。→ 2m × 3m × 10 台 × 110 円 × 1 日 = 6,600 円
3. ヨガ教室 (100 m²) で公園を使用したい。→ 10 円 × 100 m² × 1 日 = 1,000 円

～ 設 備 使 用 料 ～

イベント等の開催に伴い、公園内の電源や水道を使用する際、通常想定される使用を超えるような利用を行う場合は、光熱水費をご負担いただきます。その取扱いについては下記のとおりです。

■請求の対象となる例

- ・分電盤等から電源を取る場合
- ・大規模な調理のために水を使用する場合等

■請求の対象とならない例（通常仕様の範囲）

- ・水飲場、トイレの利用

申 請 時

分電盤から電源を取る場合は、米子市都市整備課へ電気使用器具の消費電力をお伝えください。また、水道を多量に使用される場合は、米子市都市整備課へご相談下さい。

使 用 時

電気使用について

- ・使用器具の容量に応じた料金の支払いをお願いします。
- ・1回につき使用器具1KWあたり100円です。

使 用 後

米子市都市整備課へ 使用量の報告をお願いします。
使用量に応じた料金を算出し、後日請求させていただきます。

【 問 い 合 わ せ 先 】

米子市都市整備部都市整備課公園街路担当

住 所： 米子市糀町一丁目160番地
米子市役所糀町庁舎2F3号館

電 話： 0859-23-5247

ファックス： 0859-23-5254

メー ル： toshiseibi@city.yonago.lg.jp